

議案第13号

令和3年度長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 排水件数 | 165,000件 |
| (2) 年間総排水量 | 40,832,000m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 111,868m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 下水道管改良事業 | 80,000千円 |
| 公共下水道事業 | 2,405,834千円 |
| 流域関連公共下水道事業 | 1,338,200千円 |
| 流域下水道事業 | 232,412千円 |
| 特定環境保全公共下水道事業 | 509,270千円 |
| 農業集落排水事業 | 52,490千円 |
| 戸別浄化槽事業 | 26,160千円 |
| 災害復旧事業 | 426,651千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 14,987,900千円 |
| 第1項 営業収益 | 7,812,132千円 |
| 第2項 営業外収益 | 6,786,657千円 |
| 第3項 特別利益 | 389,111千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 下水道事業費用 | 13,213,700千円 |
| 第1項 営業費用 | 10,800,229千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,845,132千円 |
| 第3項 特別損失 | 568,339千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額6,572,900千円は、過年度分損益勘定留保資金2,425,064千円、当年度分損益勘定留保資金3,515,654千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250,279千円並びに繰越利益剰余金処分額381,903千円で補填するものとする。)

収 入

| | | |
|-----|----------|-------------|
| 第1款 | 資本的収入 | 5,507,700千円 |
| 第1項 | 企業債 | 3,118,300千円 |
| 第2項 | 国庫補助金 | 1,300,625千円 |
| 第3項 | 工事負担金 | 23,612千円 |
| 第4項 | 受益者負担金 | 31,595千円 |
| 第5項 | 他会計負担金 | 1,033,567千円 |
| 第6項 | 固定資産売却代金 | 1千円 |

支 出

| | | |
|-----|----------|--------------|
| 第1款 | 資本的支出 | 12,080,600千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 5,293,464千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | 6,786,536千円 |
| 第3項 | 国庫補助金返還金 | 600千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------|--------------------|-----------|
| 令和3年度融資分排水設備設置資金利子補給金 | 令和4年度から 令和8年度まで | 1,700千円 |
| 令和3年度東部終末処理場設備更新事業費 | 令和4年度 | 599,000千円 |
| 令和3年度信州新町浄化センター再構築事業費 | 令和4年度 | 277,400千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------|-------------|------------------------------------|---|---|
| 下水道事業費 | 2,691,700千円 | 普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。 | 年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率 | 公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。 |
| 下水道施設災害復旧事業費 | 426,600千円 | 同上 | 同上 | 同上 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 633,800千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、4,557,100千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち381,903千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 381,903千円

令和3年2月25日提出

長野市長 加藤久雄